

3 低所得高齢者の住まい対策(養護老人ホーム・軽費老人ホーム)について

養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4)

○ 目的

- ・ 養護老人ホームは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な者を入所させ、この者の社会復帰の促進や自立した日常性格を送ることができるよう必要な指導及び訓練等を行う措置施設

[老人福祉法第20条の4]

養護老人ホームは、第十一条第一項第一号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

措置の理由

- * 環境上の理由とは、家族や住居の状況などから、その者が現在置かれている環境の下では、居宅において生活することが困難であると認められる場合
- * 経済的理由とは、本人の属する世帯が生活保護を受けているか、市町村住民税の所得割をかされていない場合等

○ 設置主体

- ・ 地方公共団体又は社会福祉法人

○ 実施主体(措置費支弁者)

- ・ 市町村

○ 施設数・定員数、入所者数(H20.10.1現在)

- ・ 施設数 964、定員数 66,239 入所者数 62,075(入所率 93.7%)

○ 利用対象者

- ・ 市町村が設置する「入所判定委員会」により、一定の基準に基づき、措置の要否を判定

○ 介護保険との関係

- ・ 平成18年4月の介護保険法及び老人福祉法等の改正により、養護老人ホームの入所者が、介護保険の居宅サービスの利用が可能
- ・ 併せて、養護老人ホームが「外部サービス利用型特定施設入所者生活介護」の事業者指定を受けることが可能

盲養護老人ホーム（老人福祉法第 20 条の 4）

○ 概要

- ・ 盲養護老人ホーム等は、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の 7 割を超える養護老人ホーム

○ 盲養護老人ホームの主な特徴

- ・ 以下の理由により視覚障害の特性に応じた職員配置
 - * 一般の養護老人ホームにおいては、晴眼者中心の処遇となりがちであり、視覚障害者にとって精神的な安定感が得られない声強いこと
 - * 視覚障害のある高齢者が自立した生活が送れるよう支援していく上で、視覚障害者に配慮された設備や環境のもとで点字の理解や歩行訓練の指導などに係る専門性が必要なこと

【養護老人ホーム】

（目的）

65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な者を入所させ、この者の社会復帰の促進や自立した日常性格を送ることができるよう必要な指導及び訓練等を行う措置施設

（設置主体）

地方公共団体又は社会福祉法人

（実施主体）

市町村

（利用対象者）

市町村が設置する「入所判定委員会」により、一定の基準に基づき、措置の要否を判定

（介護保険との関係）

平成 18 年 4 月の介護保険法及び老人福祉法等の改正により、養護老人ホームの入所者が、介護保険の居宅サービスの利用が可能併せて、養護老人ホームが「外部サービス利用型特定施設入所者生活介護」の事業者指定を受けることが可能

軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6）

○ 目的

- ・ 軽費老人ホームは、低額な料金で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する契約施設
- ・ 軽費老人ホームには、高齢者が車椅子生活となっても自立した生活を送れるよう配慮した「ケアハウス」、食事の提供や日常生活上必要な便宜を供与する「A型」、自炊が原則の「B型」の3類型
- ・ なお、都市部における要介護度の低い低所得高齢者用の施設として「都市型ケアハウス」を創設（22年度）

[老人福祉法第20条の6]

軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（第二十条の二の二から前条までに定める施設を除く。）とする。

(1) ケアハウス

《設置・経営主体》

地方公共団体又は社会福祉法人のほか、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長の許可を受けた法人

《利用対象者》

原則として60歳以上の者（ただし、60歳以上の配偶者とともに利用する者については、このかぎりでない。）

《利用料》

定められた「サービスの提供に要する費用」、「生活費」、「居住に要する費用」を合算した額

※「都市型ケアハウス」

原則として都市部における既成市街地等に設置され、都市部以外の地域のケアハウスと同等程度の低廉な利用料の設定を可能とした施設

(2) 軽費老人ホームA型

地方公共団体又は社会福祉法人が設置、運営を行い、60歳以上の者（ただし、60歳以上の配偶者とともに利用する者については、このかぎりでない。）で、身寄りのない者又は家庭の事情等によって家族と同居が困難な者が入所できる施設

(3) 軽費老人ホームB型

地方公共団体又は社会福祉法人が設置、運営を行い、60歳以上の者（ただし、60歳以上の配偶者とともに利用する者については、このかぎりでない。）で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活であって、自炊できる程度の健康状態の者が入所できる施設

○ 施設数、定員数、入所者数（H20.10.1現在）

施設数 2,095、定員 88,059、入所者数 83,098（入所率 94.4%）

○ 介護保険との関係

- ・ 軽費老人ホームは平成12年度以降、介護保険の居宅サービスである「特定施設入所者生活介護」の事業者指定を受けることが可能